

**市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」
水平リサイクル事業に関する連携協定に係る事業説明資料**

1 件名

市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する連携協定

2 協定締結期間

協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

市内事業者に対してプラスチックの再資源化を求める立場として、市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルについて「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施し、再資源化の取組を率先して実践することで、市内事業者における資源循環の取組拡大を促進する。

一方で、効率的かつ確実なボトル to ボトルの実現に向けては、本市単独での取組では限界があることから、飲料メーカーとの連携によるバリューチェーン全体での取組を推進する。

4 事業の課題と効果

市役所関連施設で排出されるペットボトルは、小口分散型で排出されるため、効率的な回収・集約が課題となっている。また、「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施するにあたっては、一定量の原料確保やコスト面での負担が障壁となり、持続的な事業スキームの構築が難しい側面がある。

こうした課題に対し、本市では既存の産業廃棄物の収集運搬ルートを活用し、排出施設から引き渡し場所までの運搬を担うことで、効率的かつ安定的な使用済みペットボトルの供給体制を構築する。引き渡し後は、飲料メーカーにおいて原料化からリサイクルまでのリサイクルスキームを構築することで、確実な「ボトル to ボトル」水平リサイクルの実施を連携して担保する。

5 事業内容

(1) 概要

本市関連施設約 1,200 施設（区役所、小学校、消防署など）から排出される使用済みペットボトルを無償で引き渡し、原料化の上で新たなペットボトルに再生利用する「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施する。

(2) 引き渡し場所

本市施設産業廃棄物処分業務委託の受託事業者（横浜市内）（令和 8 年 12 月下旬頃決定）

(3) 引き渡すペットボトルの排出量見込み

100t/年間

(4) 排出施設から引き渡し場所までの運搬

本市の責任により行うものとする。

(5) 引き渡し後の取扱い等

飲料メーカーの負担・管理の下、新たなペットボトルに再生利用する「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施すること。

6 事業想定スケジュール

協定締結 ～ 令和9年3月末 : 事業実施に係る覚書締結
令和9年4月 : 事業開始

7 その他

本事業を遂行する上で、疑義や問題点が生じた場合は、速やかに本市と対応について、協議すること。